

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市豊田土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和2年6月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	香川 和也	観音寺市新田町414番地	令和2年5月6日
〃	石井 敏弘	〃 〃 878番地1	〃
〃	豊田 敏計	〃 〃 1377番地	〃
〃	篠原 文和	〃 〃 1682番地4	〃
〃	今村 憲造	〃 〃 2268番地2	〃
〃	藤原 博	〃 原町739番地	〃
〃	山下 幹男	〃 〃 521番地2	〃
〃	横山 勝	〃 〃 105番地1	〃
〃	大矢 省五	〃 〃 1159番地	〃
〃	野田 久一	〃 池之尻町447番地3	〃
〃	内山 敬久	〃 〃 1612番地	〃
〃	篠原 英隆	〃 〃 1247番地	〃
〃	安藤 正則	〃 栗井町2730番地	〃
監事	高畑 哲男	〃 新田町475番地	〃
〃	石井 勝康	〃 原町甲759番地9	〃
〃	篠原 元良	〃 池之尻町1278番地1	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	香川 秀樹	観音寺市新田町63番地1	令和2年5月7日
〃	高畑 哲男	〃 〃 475番地	〃
〃	高橋 直樹	〃 〃 1150番地2	〃
〃	藤田 茂樹	〃 〃 1530番地1	〃
〃	藤田 俊文	〃 〃 1898番地2	〃
〃	藤原 博	〃 原町739番地	〃
〃	山下 幹男	〃 〃 521番地2	〃
〃	横山 勝	〃 〃 105番地1	〃
〃	大矢 照夫	〃 〃 1168番地3	〃
〃	大西 祥夫	〃 池之尻町157番地1	〃
〃	内山 敬久	〃 〃 1612番地	〃
〃	篠原 元良	〃 〃 1278番地1	〃
〃	安藤 正則	〃 栗井町2730番地	〃
監事	豊田 敏計	〃 新田町1377番地	〃

〃	石井 勝康	〃	原町甲759番地9	〃
〃	近藤 昌二郎	〃	池之尻町395番地5	〃